

# 官報 号外

昭和五十六年四月二十一日

## ○第九十四回 衆議院会議録 第二十号

昭和五十六年四月二十一日(火曜日)

謹事日程 第十八号

昭和五十六年四月二十一日  
午後二時開議

第一 國際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

第二 国民と航空業務に関する日本国とフィンランドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四 避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第五 重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正するの件

第六 アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第七 一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第八 臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出

○本日の会議に付した案件

日程第一 國際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

日程第二 航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 千九百六十四年十一月二十七日にパリで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 広域臨海環境整備センター法案(内閣提出)

日程第六 アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

日程第七 一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

日程第八 臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 國際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十一 國際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十二 國際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十三 國際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十四 國際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十五 國際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十六 國際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

○副議長(岡田春夫君) これより会議を開きます。

午後二時一分開議

君。

○副議長(岡田春夫君) これより会議を開きます。

正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

間で協定締結交渉を行った結果、合意に達しませんでしたので、同年十二月二十三日ヘルシンキにおいて本協定に署名が行われました。

本協定は、わが国とフィンランド共和国との間の定期航空業務を開設することを目的とするものでありまして、そのための権利を相互に与えること、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を決めております。

次に、日本・シンガポール租税条約改正議定書について申し上げます。

次に、日本・シンガポール租税条約改正議定書について申し上げます。この国とシンガポールとの間に、昭和四十六年一月二十九日署名された租税条約が締結されおりましたが、昭和五十四年にシンガポールからこの条約の内容を同国経済の現状及び税制面における最近の政策に沿ったものに改正したいとの申し入れがあり、現行条約を改正する議定書の締結について両国政府間で交渉を行った結果、合意に達し、昭和五十六年一月十四日シンガポールにおいて本議定書に署名が行われました。

本議定書は、特許権等の使用料などに対する課税率で課税することができるようになること、芸能人等が文化交流資金など公的資金によって活動することにより取得する所得については、活動地国において租税を免除することについて規定しております。

次に、日仏租税条約改正議定書について申し上げます。わが国とフランスとの間には、昭和三十九年十一月二十七日署名された租税条約が締結されていますが、フランス側の税制改正に伴って条約の

一部を改正する必要が生じたため、現行条約を改正する議定書の締結について両国政府間で交渉を行った結果、合意に達し、昭和五十六年三月十日パリにおいて本議定書に署名が行われました。

本議定書は、

わが国的一般投資家がフランスの法人から配当を受け取る場合には、その法人がすでに支払った

法人税の一部の還付を受けること、

國、地方公共団体または中央銀行が取得する利子等については、源泉地国において租税を免除すること、

芸能人等が公的資金によって活動することにより取得する所得については、活動地国において租税を免除すること

等について規定しております。

以上四件中、国際民間航空条約改正議定書、

フィンランドとの航空協定は、三月十四日外務委員会に付託され、三月十八日政府から提案理由の説明を聴取し、日本・シンガポール租税条約改正議定書、日仏租税条約改正議定書は、三月十八日付託され、三月二十日提案理由の説明を聴取し、

四件につき質疑を行いましたが、その詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、四月十五日質疑を終了し、四月十七日採決の結果、国際民間航空条約改正議定書及びフィンランドとの航空協定は全会一致をもって、

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) これより採決に入ります。

兩件は委員長報告のとおり承認するに御異議あ

りませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岡田春夫君) 御異議なしと認めます。

とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○副議長(岡田春夫君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○副議長(岡田春夫君) 〔賛成者起立〕

○副議長(岡田春夫君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○副議長(岡田春夫君) 〔賛成者起立〕

○副議長(岡田春夫君) 〔賛成者

聴取し、四月十日、十四日、十七日質疑を行い、また、十五日には地方行政委員会、社会労働委員会及び環境委員会と連合審査を行なうなど、きわめて熱心に審査を行つたのであります。

かくて、十七日、日本共産党四ツ谷光子君から

修正案が提出され、原案及び修正案を一括して討論に付しましたところ、自由民主党の宮崎茂一君から、原案に賛成、修正案に反対、日本社会党の福岡義登君から、原案及び修正案に反対、日本共産党の三浦久君から、原案に反対、修正案に賛成の意見が述べられました。

引き続き採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、廃棄物処理行政の円滑化、

廃棄物の減量化・再資源化施策の推進、廃棄物の監視体制の確立、周辺海域並びに地域における環境の保全等について適切な措置を講すべき旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岡田春夫君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

日程第七 一次產品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

日程第八 臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岡田春夫君) 日程第六、アフリカ開発銀行への加盟に関する法律案

銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

七、一次產品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案、日程第八、臨時通貨法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題としたります。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長綿貫民輔君。

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書

一次產品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書

臨時通貨法の一部を改正する法律案及び同報告書

書  
〔本号末尾に掲載〕

○綿貫民輔君登壇

○綿貫民輔君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

アフリカ開発銀行は、アフリカ諸国の經濟的開發及び社会的進歩に寄与することを目的として昭和三十九年に設立された地域開発金融機関であります。今般、同銀行の資金基盤を強化するため、域内に限定していたその加盟資格を域外先進国に開放することになりました。

わが国は、アフリカの開発途上諸国の經濟開発につきましては、從来からアフリカ開発基金への参加等により協力を行ってきたところであります。が、さらにその經濟發展を支援するため、他の先進諸国とともに同銀行に加盟することとしたいたのであります。

この法律案は、別途提出されている協定に基づき、わが国が同銀行に加盟するため必要な措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、政府は、同銀行に対し、加盟に伴う措置による出資であることが認められますので、その範囲内において、本邦通貨により出資することができます。

第二に、同銀行への出資及び拠出は、國債の交付によることが認められておりますので、その範囲内において、本邦通貨により拠出することができます。

第三に、同銀行の特別基金に充てるため拠出することが認められます。

臣から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、去る十七日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもつて原案のとおり可決いたしております。

本案につきましては、去る四月十日渡辺大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、去る十七日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、一次產品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

同基金は、一次產品の価格の安定及び生産性の向上等に寄与することを目的とした國際機関であります。なお、本案に対しましては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、臨時通貨法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における經濟取引の実情に応じて、臨時通貨法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における經濟取引の実情に応じて、臨時通貨法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途提出されております。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岡田春夫君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七及び第八の両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岡田春夫君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○副議長(岡田春夫君) 御異議なしと認めます。議長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岡田春夫君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岡田春夫君) 御異議なしと認めます。

徳夫君によつて、日程は追加せられました。

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○副議長(岡田春夫君) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長山下徳夫君。

○副議長(岡田春夫君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岡田春夫君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下徳夫君 たゞいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人の整理合理化を図るため、特定業種ごとに設けられている特定業種退職金共済組合を統合しようとするもので、その主な内容は、

第一に、現在特定業種ごとに設けられている特定業種退職金共済組合を解散し、新たに一つの特定業種退職金共済組合を設立し、これに、特例的規定の整備を行うものとすること、

第二に、組合においては、特定業種ごとに、運営委員会を置くものとし、当該特定業種に係る定期の変更、予算、事業計画その他の重要事項は、その議を経なければならぬものとすること、

第三に、今後新たに特定業種が指定される場合には、組合に当該特定業種の中小企業者等から成る準備委員会を置くものとし、当該特定業種に係る業務が円滑に開始できるよう所要の措置を講ずるものとすること、

その他所要の規定の整備等を行ふものとすることとあります。

午後二時二十七分散会

### 出席国務大臣

外務大臣 伊東 正義君

辞任

大蔵大臣 渡辺美智雄君

辞任

運輸大臣 塩川正十郎君

辞任

労働大臣 藤尾正行君

辞任

古屋亨君

辞任

山村新治郎君

辞任

勝間田清一君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

辞任

古屋亨君

辞任

川崎二郎君

辞任

木野晴夫君

辞任

渡部行雄君

辞任

相沢英之君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

辞任

古屋亨君

辞任

川崎二郎君

辞任

木野晴夫君

辞任

渡部行雄君

辞任

相沢英之君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

辞任

古屋亨君

辞任

川崎二郎君

辞任

木野晴夫君

辞任

渡部行雄君

辞任

相沢英之君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

辞任

古屋亨君

辞任

川崎二郎君

辞任

木野晴夫君

辞任

渡部行雄君

辞任

相沢英之君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

辞任

古屋亨君

辞任

川崎二郎君

辞任

木野晴夫君

辞任

渡部行雄君

辞任

相沢英之君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

辞任

古屋亨君

辞任

川崎二郎君

辞任

木野晴夫君

辞任

渡部行雄君

辞任

相沢英之君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

辞任

古屋亨君

辞任

川崎二郎君

辞任

木野晴夫君

辞任

渡部行雄君

辞任

相沢英之君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

辞任

古屋亨君

辞任

川崎二郎君

辞任

木野晴夫君

辞任

渡部行雄君

辞任

相沢英之君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

辞任

古屋亨君

辞任

川崎二郎君

辞任

木野晴夫君

辞任

渡部行雄君

辞任

相沢英之君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

辞任

古屋亨君

辞任

川崎二郎君

辞任

木野晴夫君

辞任

渡部行雄君

辞任

相沢英之君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

辞任

古屋亨君

辞任

川崎二郎君

辞任

木野晴夫君

辞任

渡部行雄君

辞任

相沢英之君

辞任

浜野剛君

辞任

木野晴夫君

辞任

相沢英之君

辞任

狩野明男君

辞任

上草義輝君

官 報 (号 外)

5

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件  
郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

、去る十七日、參議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。  
万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件  
小包郵便物に関する約定の締結について承認を

君外四名提出)  
一、昨二十日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
総合食糧管理法案(安井吉典君外八名提出)

(議案提出)  
一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

とおりである。  
商法等の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）  
万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第三号）（參議院送付）  
小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第四号）（參議院送付）  
郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第五号）（參

ソド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件  
都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案  
(議案付託)

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求める件  
郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求める件

は次のとおりである。  
万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件  
小包郵便物に関する約定の締結について承認を

君外四名提出)、昨二十日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
総合食糧管理法案(安井吉典君外八名提出)  
(議案受領)

（議案提出）  
一、去る十七日、議員から提出した議案は次のと  
おりである。

(議案通知書受領)  
一、去る十七日、參議院において次の内閣提出案  
を可決した旨の通知書を受領した。  
日本航空株式会社法の一部を改正する法律案  
外貿埠頭公团の解散及び業務の承継に関する法律案  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す  
る法律案  
郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積

一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案  
案二、昨二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
雇用保険法の一部を改正する法律案（池端清一君外四名提出）

昭二十一日 委員会に付託された議案は次のとおりである。  
雇用保険法の一部を改正する法律案（池端清一  
君外四名提出、衆法第三一号）  
社会労働委員会 付託

部を改正する法律案（内閣提出第四六六号）（参議院达付）  
社会労働委員会 付託  
都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第三六六号）（参議院达付）

（不目より少く）  
ノド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第一三号）（參議院送付）

議院送付) 郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(条約第六号)(參議院送付)

立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

鈴木内閣の憲法についての考え方に関する再質

問主意書(鈴木内閣等の工事における投資の無駄に関する質問主意書)(小沢貞孝君提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のことよりである。

年間二百億円に相当する宛先不明等による郵便物の戻り対策に関する質問主意書(小沢貞孝君提出)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖縄の米軍基地用地の強制使用手続等に関する質問主意書に対する答弁書

衆議院議員樺崎弥之助君提出我が國固有の個別的自衛権の及ぶ地理的範囲に関する質問に対する答弁書

昭和五十六年四月一日  
提出者 瀬長亀次郎

(質問書受領)

沖縄の米軍基地用地の強制使用手続等に関する質問主意書を提出する。

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖縄の米軍基地用地の強制使用手続等に関する質問主意書に対する答弁書

衆議院議員樺崎弥之助君提出我が國固有の個別的自衛権の及ぶ地理的範囲に関する質問に対する答弁書

昭和五十六年四月一日  
提出者 瀬長亀次郎

(質問書受領)

沖縄の米軍基地用地の強制使用手続等に関する質問主意書を提出する。

昭和五十六年四月一日  
提出者 瀬長亀次郎

(質問書受領)

沖縄の米軍基地用地の強制使用手續等に関する質問主意書を提出する。

昭和五十六年四月一日  
提出者 瀬長亀次郎

(質問書受領)

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律(以下「公用地暫定使用法」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う

土地等の使用等に関する特別措置法(以下「米軍用地特措法」という。)に関する私の三度にわたる質問主意書に対する政府答弁書は、政府方針の矛盾の露呈を覆うに汲々とするのみで、事態の解明を避けたものと断ぜざるを得ない。

政府が進めようとしている米軍の銃剣とブルドーザーによつての回答無用の土地強奪に端を発する三十多年にわたる土地取上げの実質的固定化が、国民の財産権の擁護を厳正に保障した憲法体系の下で許されるか否かという事の本質に鑑み、このような政府の態度は遺憾の極みと言わなければならぬ。

政府が不法不當な米軍用地特措法の手続を直ちに撤回すると共に、早急に土地所有者の権利の回復を図ることを要求して以下に質問する。

一、渡邊伊助防衛施設局長官(以下「渡邊長官」という。)は、三月三日の本院予算委員会第一分科会(以下「分科会」という。)において、「私どもは、境界明確化法が立法されて以来、鋭意この法律のたてまえに基づいて膨大な作業を実施してまいりまして、現地の土地を特定するだけのいろいろな資料、地図その他がござりますので、私どもはそれに基づいて位置が特定できる」というふうに考えておるわけですが、(以下略)」(第九十四回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第四号。以下の分科会に係る引用はすべて同会議録による。)と答弁している。

これは、政府が米軍用地特措法によつて使

用に用いたるところ五条一項の地図につきるもの

と考へるが、物証又は物証の所在した位置を記載した地図から各筆の土地の位置境界を明らかにする権限のない那覇防衛施設局長は、どのようにして各筆の土地の位置境界を明らかにし、

使用対象土地を特定したのか。

五、前問に關し、渡邊長官は分科会において、「周囲の地主の方々はすべて了承しているといふことであれば、おのずからその土地は特定されると考へます」と述べています。

これは、政府が米軍用地特措法によつて使

用に用いたるところ五条一項の地図につきの

ことであれば、おのずからその土地は特定されると考へます」と述べています。

六、那覇防衛施設局長官は、

たてまえに立てば、実施機関の長が入手した物証等の所在を示す資料はすべて同法第五条第一項の地図(以下「五条一項の地図」という。)に記載しなければならないものと考えるが、渡邊長官の前記答弁は、使用対象土地に係る五条一項の地図に記載したもの外に使用対象土地を特定するに足る資料を政府が所持していることを示すものか。

三、位置境界明確化法によれば、同法第十二条第三項の地図の作成の外には実施機関の長に對し、各筆の土地の位置境界を明らかにした地図を作成する権限を与えてはいないと考えるが、政府の見解はどうか。

また、たとえ関係所有者といえども、同法第

十条にいう全員の協議によるものでない限り、各筆の土地の位置境界を明らかにすることはできないと考へるが、どうか。

四、第二、第三問に關し、政府の所持している資

料はつまるところ五条一項の地図につきのもの

と考へるが、物証又は物証の所在した位置を記

載した地図から各筆の土地の位置境界を明らか

にする権限のない那覇防衛施設局長は、どのよ

うにして各筆の土地の位置境界を明らかにし、

使用対象土地を特定したのか。

五、前問に關し、渡邊長官は分科会において、「周囲の地主の方々はすべて了承しているといふことであれば、おのずからその土地は特定されると考へます」と述べています。

これは、政府が米軍用地特措法によつて使

用に用いたるところ五条一項の地図につきの

ことであれば、おのずからその土地は特定されると考へます」と述べています。

六、那覇防衛施設局長官は、

七、渡邊長官は分科会において、「なおいま押印を拒否されている方々の主張は、位置境界そのものについての争いではなくて、ある方々は主義主張によつて反対をしておる、ある方はその土地を返還してくれれば判こを押してもいいと考へますすれば、私どもとしては位置境界といふものはおのずから特定されているといふふうに考へております」と述べている。

八、押印を拒否している方々の主張は、位置

境界そのものについての争いではなくて、主義主張によつて反対をしておる」と渡邊長官は断定しているが、戦争への反対の立場から軍事施設への土地提供を拒否するということは当然のこととしても、自己の所有権を確定するための作業である地籍明確化に反対する主義主張など

というものについては理解に苦しむところであ

り、しかもそのような主張が位置境界明確化法第十条の協議の場でなされることなどおよそ考えられるところではない。前回で引用した理由書なるものにさえそのような記述は一切ない。これまたつまるところは、基地への土地提供拒否を集団和解拒否にすりかえることによつて集団和解を頓挫させようとする防衛施設局当局のためにする発言と断ぜざるを得ない。

このよろんな集団和解への介入は直ちにやめるべきであると考えるが、政府の見解を求める。

八 分科会において渡辺長官は、「必要によりまして隣接地主等の立ち会いを求めたり、当該土地を実測するということは技術的には可能でございます。」と述べている。

確かに、ある一定の土地を地積に応じて切り割りすることは可能と言えなくもないが、いわゆる「入り込み」を変更することなどは、土地所有者間の合意ぬきの単なる技術上の処理などによつては絶対許されない民事上の重大問題であると考えるが、政府はどう考へているか。

九 分科会において渡辺長官は、「位置境界について特定されてない、あるいははつきりしないといふ、一部の方々にそういう御意見があることは承知しておりますけれども（中略）現地の土地を特定するだけのいろいろな資料、地図その他がござりますので、私どもはそれに基づいて位置が特定できるというふうに考えておるわけでございますので、もしそれらの方々が特定できないということであれば、具体的な資料をもつて御提示をいただきたいというふうに考えております。」と開き直つてゐる。このよろんな態度は、憲法によつて保障された国民の権利の問題に関与する行政当局者のるべき姿から見て、断じて容認し難いものであることを指摘して以下に質問する。

### 1 土地調査作成のための現地確認の中で、那

霸防衛施設局長が沖縄市安慶田の真栄城玄徳さんの所有する土地であるとして特定した嘉

手納飛行場内の場所は、現に所在する同氏の旧居の屋敷跡とは明確に異なり、土地の形も細長い、とても宅地とは考えられないようなものであるという事が判明し、現場で同氏から異議申立てがなされているが、政府はこの事実を承知しているか。

2 当該土地に係る五条一項の地図には当該屋敷跡が記載されているのか。

3 当該土地の特定については根本からやり直さなければならないと考えるが、政府はどのような措置を講ずる所存か。

4 政府当局者が反証資料を挙げよと大上段に振りかぶつて公言する以上、政府には関係土地所有者による物証の発掘調査を含む位置境界の確定のための調査を完全に保障する用意が当然なければならないと考えるがどうか。

5 前回に關し、政府が土地所有者による反証資料収集のための調査を保障できないのであれば、渡辺長官の発言は、威かくによつて集団和解への介入をたくらむのか、さもなければ居丈高の空文句によつて那霸防衛施設局長による土地特定の根拠のなさを覆い隠さんがあつたのでの言語道斷の放言と断ぜざるを得ない。

渡辺長官のこの反証を挙げよという答弁態度は直ちに改めるべきだと考えるがどうか。

十一 内閣総理大臣による米軍用地特措法に基づく事業認定処分に関する以下の質問に答えられたい。

1 内閣総理大臣は、事業認定処分に際し、位置境界明確化法の手続未了の使用対象土地の特定の當否について、米軍用地特措法第六条第一項の規定による関係行政機関の長若しくは学識経験者の意見を求めめたか。

意見を求めたのであればその意見の概要を、意見を求めていないのであればその理由を明らかにされたい。

2 法務大臣及び建設大臣並びに国土庁長官は、それぞれ法務行政及び土地収用行政並びに國土調査行政の責任者として、沖縄県の位置境界不明地域内の土地の地籍明確化にどのような行政上の配慮を払つてゐるか。さらに米軍用地特措法第六条第二項の規定により、位置境界明確化法の手続未了の土地に関する那霸防衛施設局長の土地特定に基づく内閣総理大臣による土地使用認定処分に際し意見を述べたか。述べたのであればその意見の概要を、述べていないのであればその理由を明らかにされたい。

十四 公用地暫定使用法を適用している自衛隊用地については、土地収用法の適用はせず所有者に返還すると政府は言明している。政府がこの方針を決定した期日及び機関について明らかにされたい。

また、再三返還の手順を明らかにするよう求めたにもかかわらず、これを明らかにしないのはあくまでも居座りを策しているのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。居座つもりがないのであれば、現在着手している返還のための措置を明らかにされたい。

右質問する。

十二 位置境界の明確化を専ら関係土地所有者のいわゆる集団和解に立脚せしめている位置境界明確化法の体系及びその根拠となつてゐる「民

事法体系から地籍確定は行政裁定になじまない」とする政府見解に立つ限り、沖縄県土地収用委員会には、位置境界不明地域内に所在する各筆の土地の位置境界を明確化する権限はない

を放棄するものと断ぜざるを得ない。

質問第五から第九に引用した渡辺長官をはじめとする防衛施設局当局者の言行は、この重大極まる不当行為を隨へし、正當化せんがための強弁と言わざるを得ない。

政府は、このような那霸防衛施設局長の不當行為によつて土地所有者の協議が破綻をきたしている事態にどう責任をとる考え方か。

十一 内閣総理大臣による米軍用地特措法に基づく事業認定処分に関する以下の質問に答えられたい。

1 内閣総理大臣は、事業認定処分に際し、位

置境界を判示できない状態にある。

かかる事態の下で、那霸防衛施設局長が前記のような不当かつ恣意的に「特定」した土地を使用対象土地とするに至るとすれば、国民の所有権への著しい侵害とならざるを得ない。

位置境界明確化法の手續が完了しない限り沖縄県土地収用委員会は裁決を下せないとならないと考へるが、政府の見解を求める。

十三 沖縄県土地収用委員会は自ら対象土地の位

置境界を判示できない状態にある。

かかる事態の下で、那霸防衛施設局長が前記のような不当かつ恣意的に「特定」した土地を使

用対象土地とするに至るとすれば、国民の所有

権への著しい侵害とならざるを得ない。

位置境界明確化法の手續が完了しない限り沖

縄県土地収用委員会は裁決を下せないと考へるが、政府の見解を求める。

十四 公用地暫定使用法を適用している自衛隊

用地については、土地収用法の適用はせず所有者

に返還すると政府は言明している。政府がこの

方針を決定した期日及び機関について明らかに

されたい。

また、再三返還の手順を明らかにするよう求

めたにもかかわらず、これを明らかにしないの

はあくまでも居座りを策しているのではない

との疑念を抱かざるを得ない。居座つもりが

ないのであれば、現在着手している返還のため

の措置を明らかにされたい。

と考えるが、政府の見解はどうか。

もし権限ありとするならば、これまでの政府見解との矛盾を明確に説明されたい。

さらに、もし政府が、位置境界明確化法による権限はなくとも、土地収用委員会は土地収用法によつて使用対象土地の位置境界を明らかにする権能を有するという見解を主張するのであれば、立入禁止区域を含む米軍施設内における沖縄県土地収用委員会の全面的な権限行使を政府は保障しなければならないと考えるが、政府にその用意があるか否かを明らかにされたい。

十三 沖縄県土地収用委員会は自ら対象土地の位置境界を判示できない状態にある。

かかる事態の下で、那霸防衛施設局長が前記

のような不当かつ恣意的に「特定」した土地を使

用対象土地とするに至るとすれば、国民の所有

権への著しい侵害とならざるを得ない。

位置境界明確化法の手續が完了しない限り沖

縄県土地収用委員会は裁決を下せないと考へるが、政府の見解を求める。

十四 公用地暫定使用法を適用している自衛隊

用地については、土地収用法の適用はせず所有者

に返還すると政府は言明している。政府がこの

方針を決定した期日及び機関について明らかに

されたい。

また、再三返還の手順を明らかにするよう求

めたにもかかわらず、これを明らかにしないの

はあくまでも居座りを策しているのではない

との疑念を抱かざるを得ない。居座つもりが

ないのであれば、現在着手している返還のため

の措置を明らかにされたい。

内閣衆賀九四第一四号  
昭和五十六年四月十七日

内閣總理大臣 鈴木 善幸  
衆議院議長 福田 一殿

六七七

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖縄の米軍基地用地の強制使用手続等に関する関係法律の解釈と適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 〔別紙〕

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖縄の米軍基地用地の強制使用手続等に関する関係法律の解釈と適用に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

御指摘の政府委員の答弁は、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(以下「位置境界明確化法」という。)第五条第一項の地図及びこれに関する写真その他の資料をもとに行われた位置境界明確化作業を通して、同法の手続を完了していない一部の土地についても、現地に即して特定でき、土地収用法第三十六条の土地調査を作成できる状態になつてることを述べたものである。

なお、位置境界明確化法によれば、実施機関の長は、同法第十二条第四項の規定による画面のほか、同法第十四条第一項の規定による地図を作成しなければならないこととされている。

六について

位置境界明確化法第十二条第四項の規定による署名押印をしなかつた者について、その理由を本人に確認したものである。

七について

御指摘の政府委員答弁は、那覇防衛施設局に對して示された土地所有者の意向について述べたものである。

八について

御指摘の政府委員答弁は、位置境界明確化作業を通じ、現地に即して特定できる状態となつてある土地については、測量が可能であるということを述べたものである。

九について

1 昭和五十六年二月十日の嘉手納飛行場内へ

の立入りに際して、現場で御指摘のような申立てはなかつたと承知している。

3 これまで進められてきた位置境界明確化法の手続をやり直す考えはない。

4 及び5 政府としては、従来から、関係所有者が沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界を確認するため

に可能な限り必要な措置をとってきており、

御指摘の政府委員答弁は、このような事実に基づくものである。

十について

政府としては、位置境界明確化法第一条の目的に照らし、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界を明確化するに当たつての国の責務を十分に認識し、早期にその明確化を実現するよう努めてきたところであり、今後とも、関係所有者の積極的な協力を得てこの努力を続けてまいる所存である。

十一について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する特別協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第六条の規定による関係行政機関の長及び学識経験を有する者の意見は、その土地が特定できるかどうかに関するものではないと解している。

十二及び十三について

収用委員会には、位置境界不明地域内の各筆の土地について、その位置境界を明確化する権限はない。

また、位置境界明確化法の手続を完了していない土地であつても、特定の対象土地について、土地所有者が確定できる場合はその者を土地所有者として、確定できない場合は土地所有者不明として、収用委員会が、権利取得裁決をすることは可能である。

十四について

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律を適用している自衛隊用地については、同法に定められた期間である昭和五十七年五月十四日までに当該用地に存する機能を他へ移転し所有者へ返還することを防衛庁において昨年決定し、このための要経費は、昭和五十六年度予算に計上されている。

右答弁とする。

我が国固有の個別の自衛権の及ぶ地理的範囲に関する質問主意書

提出者 植崎弥之助

衆議院議長 福田 一殿  
我が国固有の個別の自衛権の及ぶ地理的範囲に関する質問主意書

我が国固有の個別の自衛権の及ぶ地理的範囲は極めて曖昧である。

よつて左の項目毎に、我が国固有の個別の自衛権の及ぶ地理的範囲について内閣の見解を具体的に地図を示し、明確にされるよう回答を求める。

一 憲法上、許容される地理的範囲

二 日米安保条約上の地理的範囲

三 現政策上の地理的範囲

四 自衛隊現有能力上の地理的範囲

右質問する。

内閣衆質九四第二五号 昭和五十六年四月十七日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 横崎弥之助君提出我が国固有の個別の自衛権の及ぶ地理的範囲に関する質問に対する答弁書

衆議院議員植崎弥之助君提出我が国固有の個別の自衛権の及ぶ地理的範囲に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員植崎弥之助君提出我が国固有の個別の自衛権の及ぶ地理的範囲に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

一について

我が国が自衛権の行使として我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することでの地理的範囲は、必ずしも我が国の領土、領海、領空に限られるものではないことについて、政府が従来から一直して明らかにしているところであるが、それが具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので一概にはいえない。

二について

日米安保条約第五条に規定する武力攻撃が発生した場合に、我が国が自衛権を行使することは当然予想されていることであるが、同条約は、この場合において我が国が自衛権の行使としての実力を行使することのできる地理的範囲について定めていない。



昭和五十六年四月二十一日 衆議院会議録第一十一号  
航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六八〇

右  
航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求める件

昭和五十六年三月十四日

內閣總理

四庫全書

航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

理由

政府は、我が國とフィンランド共和國との間に  
おける航空業務の開設及び運営のため、昭和五  
五年十二月二十三日にヘルシンキで、航空業務に  
関する日本国とフィンランド共和国との間の協定  
に署名した。よつて、この協定を締結することと  
いたしたい。これが、この案件を提出する理由で  
ある。

航空業務に関する日本国とフィンランド共  
和国との間の協定

日本国政府及びフィンランド共和国政府は、  
両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航  
空業務を開設しかつ運営するために協定を締結す  
ることを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署  
名のために開放された国際民間航空条約の締約國  
であるので、

次のことおり協定した。

「航空空港当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に係る任務又はこれに類する任務を遂行する任務又は機関を与えられる人又は機関をいい、フィンランド共和国にあつては國家航空局及び同局現在遂行している民間航空に関する任務又は機関を与えられる人又は機関をいい、フィンラ  
イド。  
「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、  
その締約国が他方の締約国に対する通告書  
により当該通告書に定める路線における航空  
機の運営のために指定し、かつ、当該他方  
の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業  
に類する任務を遂行する権限を与える  
人又は機関をいう。  
「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の  
利用の運送のために航空機により行う定期  
空路にわたりて行う航空業務をいう。  
「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又  
運営する航空運送企業をいう。  
「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨  
物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的  
で着陸することをいう。  
「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。  
「協定業務」とは、特定路線において運営さ  
れる航空業務をいう。  
「付表」とは、この協定の付表又は第十六条  
規定による改正後の付表をいう。  
「協定」というときは、別段の定めがある  
場合を除くほか、付表を含むものとする。  
第二条  
前項は、特に、他方の締約国の指定航空企  
業業務を開設しつつ運営することができる  
ため、当該他方の締約国に対しこの協  
定の権利を許与する。

(b) 権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。  
(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従つて、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対しても課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国(の)航空企業又は国際航空業務に従事する自國の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

ること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

一方の締約国は指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機並びに当該航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域

国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

(a) 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関する特権として次の特権を有する。

備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに付帯する其他の費用を支拂ふことを要す。

着陸をする特権

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち入  
まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に  
供するため他方の締約国の領域において税関  
当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予  
備部品等を指す。

3 線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する  
し及び積み込むため、付表に定める当該特定路  
特權を享有する。

該他方の締約国の規制に従うことを条件として、關稅、消費稅及び検査手数料並びにこれらに類する租稅その他の課徵金を免除される。

し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

1  
各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企

業につき第四条1及び2に定める特権を与へず。若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み下し、卸す旅客、貨物及び郵便物の運送について、金銭力が事務に周連と有るつゝこと。

をすることができなかつた場合又はいづれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努めること。

第十五条 1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努め

1の特權を許する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つた運営をしなかつた場合には、当該航空企業によるこれらの特權の行使を停止し又は当該航空企業

b) 直通航空路整備の要求

(a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び  
当該締約国の領域からの運輸需要

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができなかつた場合には、紛争は、第十五條の規定に従つて解決する。

d) 新たな空運貿易、いずれか一方の締約国の航

兩締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の中裁人とこのようにして選定された二人

によるこれらの特権の行使について、必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。その協議は、できる限り速やかに開始する。

(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上で、当該地域の運輸需要に係る輸送力については、第八条、前条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国は、航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一條 いづれの協定業務に対する運賃も、運営の経

空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約國の國民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る。仲裁裁判所に決定のため手託することができる。各締約國は、紛争の仲裁を要請する外交文の公文を一方の締約國が他方の締約國から受領した日から六十日以内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約國が六十日の期間内に自國の仲裁人を指名しな

第八条  
両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

費 業務の特性(例えば、遠力及び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な利潤(及び設備の程度)を確保する。

ひ当該地方の締約国の領域から通過する航空に関する情報及び統計であつて通常自國の指定航空会社が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国は航空当局が他方の締約国に対する航路規制に付随する規則を

がいた場合に入りに第三の仲裁人による月定期の其屆内に合意が得られなかつた場合には、いざれの一方の締約国も、國際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請する

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

の航空当局に対して要請することのある監査は開催する。追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことと約束する。

## 第十條

指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各

わゝがノ及び財産の安全を害すること並びに航空業務の運営に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、

することができる。この協議は要請の受領の日から六十日内に開始する。

西締約国の指定航空企業が提供する協定航空業者は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。  
指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国への領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的

(b) 関係指定航空企業が運賃に関するして(b)の合意  
運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。  
運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国との関係手続に従つて提出される。提出された運賃について認可をするかしないかの決定は、不当に遅滞させることなく行うものとする。

民間航空の安全に対する不法行為による脅迫を予防し及び防止するため緊密に協力する。

改正がこの規定（不まる限く）の規定によつて行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表に



ボトル共和国政府との間の条約(以下「条約」といふ。)を改正するため議定書を締結することを希望して、次のとおり協定した。

#### 第一条

条約第十二条を次のように改める。

#### 第二条

一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

1. 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2. 1の使用料に対しても、当該使用料が生じた締約国において、当該締約国の法令に従つて租税を課することができます。その租税の額は、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3. この条において、「使用料」とは、学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4. 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国的地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者は締約国の居住者であるかないかを問わない。(が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。)

5. 1、2及び4の規定は、学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる

収入についても、同様に適用する。

6. 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受領者が、当該使用料の基準となつた権利若しくは財産と実質的な関連を有する恒久的施設又はその譲渡により当該収入をもたらした財産と実質的な関連を有する恒久的施設を当該使用料又は収入の生じた他方の締約国内に有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7. 使用料の支払の基準となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

8. この条約は、文学上若しくは美術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権の使用若しくは使用の権利の対価として、又は商業上の経験に関する情報の対価として受領する支払金(いかなる種類のものであるかを問わない。)については、適用しない。

#### 第三条

条約第十五条を次のように改める。

1. 第十三条の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者である演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として他方

の締約国内において行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。そもそも、そのような活動がいずれかの締約国又は地方公共団体の公的資金により全面的又は実質的に賄われる場合には、その所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2. 一方の締約国内において行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国居住者である者に帰属する場合には、その所得に対することは、第七条及び第十三条の規定にかかるわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

3. 同条1箇中「三十六万円」を「六十万円」に改める。

4. 同条2中「百四十二万円」を「百八十万円」に改める。

5. 同条3中「百四十二万円」を「百八十万円」に改める。

6. 第十九条の次に次の二条を加える。

第七条

1. この条約は、日本国及びシンガポールによりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならぬ。この条約は、その承認を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

2. この条約は、次の租税について改訂された条約は、同意することを条件とする。

第七条

1. この条約は、日本国及びシンガポールによりその国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

2. この条約は、次の租税について改訂された条約は、同意することを条件とする。

第八条

1. この条約は、日本国においては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

2. この条約は、シンガポールにおいては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

3. この条約は、日本国においては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

4. この条約は、シンガポールにおいては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

5. この条約は、シンガポールにおいては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

6. この条約は、シンガポールにおいては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

7. この条約は、シンガポールにおいては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

8. この条約は、シンガポールにおいては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

9. この条約は、シンガポールにおいては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

10. この条約は、シンガポールにおいては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

11. この条約は、シンガポールにおいては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

12. この条約は、シンガポールにおいては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

13. この条約は、シンガポールにおいては、

(a) 日本国においては、

(b) シンガポールにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税。

は、第十一条の規定が適用される利子及び第十二条又は5の規定が適用される使用料又は収入については、常に、その額の十五パーセントの率で支払われたものとみなす。

4. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

5. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

6. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

7. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

8. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

9. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

10. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

11. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

12. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

13. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

14. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

15. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

16. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

17. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

18. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

19. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

20. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

21. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。

22. 1の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後にシンガポールの租税に関する法律にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国が合意することを条件とする。



居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。

(ii) (i)の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、両締約国は、次的原则を適用の上、合意により、この条約の適用上当該個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

(aa) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居が双方の締約国に存在する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係のより密接な（中核となる重要な利害関係を有する）締約国の居住者とみなす。

(bb) 中核となる重要な利害関係を有する締約国の決定ができない場合又はその使用する恒久的住居がいずれの締約国にも存在しない場合には、当該個人は、その常用の住居が存在する締約国

(cc) 常用の住居が双方の締約国に存在する場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(dd) 在該する者で個人以外の者については、両締約国の国税当局は、合意により、この条約の適用上当該者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

(e) 「日本の企業」とは、日本国居住者の営む企業をいい、「フランスの企業」とは、フランスの居住者の営む企業をいう。また、「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又

はフランスの企業をいう。

(iv) 「産業上又は商業上の利得」には、第五条に規定する不動産から生ずる所得、第六条に規定する農業及び林業の所得、配当、利子、賃料又は使用料として取得する所得、資産収益並びに人的役務の報酬を含まない。

(b) 「国税当局」とは、日本国については、大臣又は正當に権限を与えられたその代理人をいい、フランスについては、予算大臣又は正當に権限を与えられたその代理者をいう。

#### 第四条

条約第四条3を次のように改める。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内で十二箇月を超える期間建設又は組立ての契約に係る工事を閲して監督活動を行つている場合において、特にその有する監督の権限の大きさにより、当該企業が自ら当該契約を履行していると認められるときは、当該企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

#### 第五条

条約第八条2を次のように改める。

2 船舶又は航空機の運用に関し、日本の企業はフランスにおいて職業税及び職業税付加税を免除され、フランスの企業は日本国において事業税及び事業に係る事業所得税を免除され

2A 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第六条 条約第十条を次のように改める。

第十条

一方の締約国居住者である法人が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該法人に対し、当該他方の締約国において、当該他方の総務に規定する源泉徴収税を課すことができる。ただし、その租税の額は、当

該恒久的施設に帰せられる利得から当該利得に對して第七条及び前条の規定により課される租税の額を控除した額の半額の十パーセントを超えないものとする。

#### 第七条

条約第十一条を次のように改める。

#### 第十一条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国に従つて租税を課すことができるとする。

(a) ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(b) 当該配当の受益者が、当該配当の支払日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも十五パーセントを直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント。

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

(c) 日本国の居住者は、フランスの居住者が受領したとしたならばタックス・クレジットを受ける権利を有することとなる配当を

フランスの居住者である法人から受領した場合には、フランスの国庫から当該タックス

クレジットの額に等しい額の支払を受けける権利を有する。ただし、当該日本国

居住者が当該配当の受益者であることを条件とする。

(d) (b)の規定によりフランスの国庫から還付される額は、この条約及び日本国税法の適用上フランスの居住者である法人から支

払われる配当とみなす。当該額に對して

は、この条の規定によりフランス及び日本

の居住者に對して支払われた配当について前払税が課されていた場合において、当該

日本国居住者が当該配当につき(2)の規定によるフランスの国庫からの支払を受け

る権利を有しない者であるときは、当該日

本国の居住者は、フランスの国庫から当該

前払税の還付を受ける権利を有する。ただし、当該日本国居住者が当該配当の受益

についてのみ適用する。

(i) 日本国の居住者である個人

(ii) 日本国の居住者である法人であつて、(a)の規定に該当する配当を支払うフランスの居住者である法人の議決権のある株式を直接にも間接にも十五パーセント以上所有していないもの

(c) (a)の規定によりフランスの国庫から支払われる額は、(b)の規定によりフランスの居住者に対する日本国税法の適用上所有する

#### 第十二条

条約第十一条を次のように改める。

#### 第十三条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国に従つて租税を課すことができるとする。

(a) (a)の規定によりフランスの国庫から還付

される額は、この条約及び日本国税法の適用上フランスの居住者である法人から支

払われる配当とみなす。当該額に對して

は、この条の規定によりフランス及び日本

の居住者に對して支払われた配当について前払税が課されていた場合において、当該

日本国居住者が当該配当につき(2)の規定によるフランスの国庫からの支払を受け

る権利を有しない者であるときは、当該日

本国の居住者は、フランスの国庫から当該

前払税の還付を受ける権利を有する。ただ

し、当該日本国居住者が当該配当の受益

者であることを条件とする。

(b) (b)の規定によりフランスの国庫から還付

される額は、この条約及び日本国税法の適用上フランスの居住者である法人から支

払われる配当とみなす。当該額に對して

は、この条の規定によりフランス及び日本

の居住者に對して支払われた配当について前払税を課すことができる。

5 この条において、「配当」とは、株式、受益

株式、鉱業株式及び発起人持分その他の受益

者持分（債権を除く。）から生ずる所得並びに

その他の持分から生ずる所得であつて分配を行つ法人が居住者とされる締約国の税法上株

式から生ずる所得と同様に取り扱われるもの  
をいう。

これがフランスの国税当局の発給する公文書によつて証明された場合に限る。又は第十五条の規定を適用する。

六八六

6  
1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において、当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において、当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十五条の規定を適用する。

(d) ことがフランスの国税当局の発給する公文書によつて證明された場合に限る。

(e) 一方の締約国内で生ずる利子であつて、信用供与による設備又は物品の販売に関する他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。ただし、当該他方の締約国の居住者が当該設備又は物品の販売者である場合に限る。

(f) フランスにおいて生ずる利子であつて、輸出保険法(昭和二十一年法律第六十七号)に基づき日本国政府が保険することを引き受けた債権に関し日本国居住者が取得するものについては、フランスにおいて租税を免除する。

(g) 日本国において生ずる利子であつて、千

又は第十五条の規定を適用する。

第九条 条約第十八条を次のように改める。

第十八条 第十五条及び第十六条の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者である演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動がいすれかの締約国若しくはいすれかの締約国の地方公共団体の公的資金又はいすれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的

(b) フランスの居住者が日本国から所得を取  
得し、当該所得に対し、第十一条から第十一  
三条まで及び第十四条2(c)の規定に従つて  
日本国において租税が課されるときは、フ  
ランスは、当該所得をフランスの租税の課  
税標準に含めることができるものとする  
が、当該所得について日本国において納付  
される租税の額と等しい額を当該居住者の  
所得に対するフランスの租税の額から控除

(a) 2A  
条約第十二条第三及び四を次のように改める。  
2の規定にかかるわらず、  
一方の締約国内で生ずる利子であつて、  
他方の締約国、その地方公共団体又は当該  
他方の締約国の中中央銀行が取得するもの  
については、当該一方の締約国において租税  
を免除する。

(b) フランスにおいて生ずる利子であつて、  
日本輸出入銀行が取得するもの又は同銀行による  
の保証した債権若しくは同銀行による  
融資に係る債権に關し日本國の居住者が  
得するものについては、フランスにおいて  
租税を免除する。

(c) 日本国において生ずる利子であつて、フランス等國の貿易銀行が自己の設定した債権に關し取得するもの又は同銀行の保証した債権若しくは同銀行による間接融資に係る債権に關しフランスの居住者が取得するものについては、日本国において租税を免除する。ただし、当該債権につき、同銀行が当該資格で行つた間接融資に係るものである。

1からAまでの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条

第十二条  
当該一方の締約国において租税を免除する。

第十三条  
法人若しくは非営利団体の資金により実質的に賄われる場合には、その所得については、

第十四条  
条約第二十四条を次のように改める。

1 (a) フランスの居住者が日本国から所得を取得し、当該所得に対し、この条約の規定に従つて日本国において租税が課されるときは、フランスは、(b)の規定が適用される場

法人若しくは非営利団体の資金によって賄われる場合には、その所得につき当該一方の締約国において租税を免除する。

(b) 日本国の居住者がフランスから所得を取得し、当該所得に対し、この条約の規定に従つてフランスにおいて租税が課されるときは、日本国は、日本国の税法の規定に従い、当該所得についてフランスにおいて納付される租税の額と等しい額が当該居住者の所得に対する日本国の租税の額から控除される。ただし、その控除の額は、控除が行われる前に算定された日本国の中のうちフラン

スから取得する所得に対応する部分を超えないものとする。

#### 第十一條

条約第二十五条6(b)を次のように改める。

(b) 日本国の居住者である法人についてその分配する利得に対し留保所得に対する率よりも低い率で租税を課する日本国の税法の規定に影響を及ぼすものと解してはならない。

#### 第十二条

条約第二十七条の次に次の二条を加える。

##### 第二十七条のA

1 両締約国は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国との内法令(当該国内法令に基づく課税がこの条約の規定に反するものでない場合に限る)を実施するために必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約の対象である租税の賦課徴収に関する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)以外のいかなる者にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることによる情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることによる情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

#### 第十三条

条約第三十一条(a)及び(b)を次のように改める。

##### (a)

##### (b)

##### (i)

##### (ii)

##### (iii)

##### (iv)

##### (v)

##### (vi)

##### (vii)

##### (viii)

##### (ix)

##### (x)

##### (xi)

##### (xii)

##### (xiii)

##### (xiv)

##### (xv)

##### (xvi)

##### (xvii)

##### (xviii)

##### (xix)

##### (xx)

##### (xxi)

##### (xxii)

##### (xxiii)

##### (xxiv)

##### (xxv)

##### (xxvi)

##### (xxvii)

##### (xxviii)

##### (xxix)

##### (xxx)

##### (xxxi)

##### (xxxii)

##### (xxxiii)

##### (xxxiv)

##### (xxxv)

##### (xxxvi)

遣した国の国籍を有するものは、1に規定する所得につき当該一方の締約国において租税を納付することとされている場合には、当該一方の締約国の居住者とみなす。

3 1の規定にかかわらず、国際機関、その下部機関及び職員並びに両締約国以外の国の外交使節団の構成員又は領事機関の構成員であつて、一方の締約国の居住者であり、かつ、当該一方の締約国において1に規定する所得に対する租税を免除しているものは、他方の締約国において、条約第十一條2、第十二條2及びA並びに第十三條2及び4の規定に基づく軽減された税率の適用又は租税の免除を受けることができない。

II 条約の不可分の一部を成す追加議定書IからIIIまでを次のよう改める。

I 1 条約第十一條2、第十二條2及びA並びに第十三條2及び4の規定は、各締約国において、条約第十一條から第十三條までに定める所得の受領者が、これらの所得について源泉徴収される日本国の租税につき、十五パーセント若しくは十パーセントの軽減された税率の適用又は租税の免除を受ける権利を有するものは、これらの軽減された税率の適用又は租税の免除を受けようとするときは、これらの所得の支払者を経由して、その支払を受ける前に、権限のある日本国の税務署に対して届出書を提出しなければならない。この届出書は、日本国の税務局の定める書式に従つて作成されなければならない。

II 条約第十一條から第十三條までに定める所得の受領者が、これらの所得について源泉徴収しないことにより、また、免除するとき以外のときは、条約第十一條から第十三條までに定める十五パーセント又は十パーセントの軽減された税率による租税の額を超える額を徴収しないことにより適用する。

III 1 一方の締約国の外交使節団の構成員又は領事機関の構成員であつて、他方の締約国国内又は第三国内に居住し、かつ、これらの者を派

のできる特別の書式による申請書を提出しなければならない。この申請書は、フランスの国税当局の定める規則に従い、記入の上、提出しなければならない。

#### 第十五条

1 この議定書は、各締約国によりそれぞれの憲法に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を確認する通告の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。

2 この議定書によつて改正された条約は、

(a) フランスにおいては、千九百八十年一月一日以後に支払が行われる収益について、

(i) 源泉徴収される租税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(ii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(iii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(iv) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(v) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(vi) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(vii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(viii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(ix) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(x) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xi) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xiii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xiv) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xv) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xvi) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xvii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xviii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xix) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xx) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxi) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxiii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxiv) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxv) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxvi) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxvii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxviii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxix) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxx) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxxi) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

(xxxii) 職業税及び職業税付加税に関するては、千九百八十年一月一日以後に開始する各事業年度において生ずる所得について、及び

以上の証拠としては、下名は、各自の政府から正に委任を受けたこの議定書に署名した。

この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上に委任を受けたこの議定書に署名した。

正に委任を受けたこの議定書に署名した。

正に委任を受けたこの議定書に署名した

日本国政府のために

井川克一

フランス共和国政府のために

ジャン・ミドモール

千九百六十四年十一月二十七日にパリで署名された所得に対する租税に関する二重課

税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件に関する報告書

### 一本件の要旨及び目的

我が国とフランスとの間に、昭和三十九年十一月二十七日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約が締結さ

れていたが、フランス側の税制改正に伴つて条約の一部を改正する必要が生じたため、政府は、現行条約を改正する議定書の締結についてフランス政府と交渉を行つた結果、昭和五十六年三月十日パリにおいて、本議定書に署名を行つた。

本議定書は、条約上の「日本国」及び「フランス」の領域の範囲を改め、それぞれの国の領域の外側に位置する一定の水域まで拡大することと、我が国の投資家がフランスの法人から配当の支払を受けた場合には、フランスの投資家が

タックス・クレジットを受けることとなる額に等しい額の支払をフランス国庫から受ける権利

を有すること、國、地方公共団体又は中央銀行が取得する利子等については源泉地国において

免税とすること、いずれかの締約国又はその地方公共団体の公的資金等により、実質的に賄われる芸能人又は運動家の活動によつて生ずる所

得につき、活動地国において免税とすること等について規定している。

なお、本議定書は、各締約国によりそれぞれの憲法に従つて承認され、その承認を確認する通告の交換の日の後一箇月で効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日

目次

第一章 総則(第一条～第八条)

第二章 設立(第九条～第十三条)

第三章 管理(第十四条～第十八条)

第四章 業務(第十九条～第二十一条)

第五章 財務及び会計(第二十二条～第二十八条)

条)

第六章 解散及び清算(第二十九条～第三十二条)

条)

第七章 監督(第三十三条～第三十四条)

第八章 雜則(第三十五条～第三十六条)

第九章 罰則(第三十七条～第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、両国間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の経済交流及び文化交流が一層促進されることが期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十六年四月十七日

外務委員長 奥田 敬和

衆議院議長 福田 一殿

第一條 広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)の最終処分場であつて、港湾区域内に設置されるもの(第一号に掲げるものを除く。)

三 廃棄物処理法第二条第三項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)の最終処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るために必要な廃棄物の搬入施設を確保するために必要な廃棄物の搬入施設その他の政令で定める施設

四 前三号に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するために必要な廃棄物の搬入施設その他の政令で定める施設

2 この法律において「広域処理対象区域」とは、一の都府県の区域をこえた廃棄物の広域的な処理が適当であり、かつ、その処理のために海面

### 広域臨海環境整備センター法案

右  
国会に提出する。

昭和五十六年三月三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

り、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。

#### (定義等)

第二条 この法律において「広域処理場」とは、二以上の都府県において生じた廃棄物による海面埋立てを行うための施設であつて、次に掲げるものによつて構成されるものをいう。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第九号の二に規定する廃棄物埋立譲岸

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)以下「廃棄物処理法」という。)第二条第二項に規定する一般廃棄物(以下「一般廃棄物」という。)の最終処分場であつて、港湾区域(港湾法第二条第三項に規定する港湾区域をいう。次号において同じ。)内に設置されるもの(前号に掲げるものを除く。)

三 廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)の最終処分場であつて、港湾区域内に設置されるもの(第一号に掲げるものを除く。)

## 官報号外

埋立てを行うことが特に必要であると認められる区域として厚生大臣が指定するものをいう。

3 この法律において「広域処理場整備対象港湾」とは、広域処理対象区域において生じた廃棄物の処理を行う広域処理場の整備を行うことがその秩序ある整備に資することとなると認められる港湾として運輸大臣が指定するものをいう。

4 厚生大臣又は運輸大臣は、それぞれ、第二項又は前項に規定する広域処理対象区域又は広域処理場整備対象港湾を指定しようとするときは、あらかじめ、相互に協議するほか、その区域の全部又は一部を広域処理対象区域とすることが適当と認められる港湾の港湾管理者の意見を聽かなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(法人格)

第三条 広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）は、法人とする。

(名称)

第四条 センターは、その名称中に広域臨海環境整備センターという文字を用いなければならぬ。

2 センターでない者は、その名称中に広域臨海環境整備センターという文字を用いてはならない。

3 この法律において「広域処理場整備対象港湾」とは、広域処理対象区域において生じた廃棄物の処理を行う広域処理場の整備を行うことがその秩序ある整備に資することとなると認められる港湾として運輸大臣が指定するものをいう。

4 厚生大臣又は運輸大臣は、それぞれ、第二項又は前項に規定する広域処理対象区域又は広域処理場整備対象港湾を指定しようとするときは、あらかじめ、相互に協議するほか、その区域の全部又は一部を広域処理対象区域とすることが適当と認められる港湾の港湾管理者の意見を聽かなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(法人格)

第三条 広域処理対象区域及び広域処理場整備対象港湾

## (資本金)

第五条 センターの資本金は、その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者（以下「関係港湾管理者」という。）の出資する額の合計額とする。

2 センターに出資しようとする関係地方公共団体又は関係港湾管理者は、自治大臣の承認を受けなければならない。

（定款記載事項）

第六条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

（民法の準用）

第七条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

（登記）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四

十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

（起業人）

第九条 センターを設立するには、関係地方公共

団体の長及び関係港湾管理者の長十人以上が発

起人となることを必要とする。

（設立の登記）

第十一条 センターの理事長となるべき者は、前

条第二項の規定による出資金の払込みがあつた

ときは、遅滞なく、政令で定めるところによ

り、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによって

成立する。

（第三章 管理）

第十四条 センターは、管理委員会（以下「委員

会」という。）を置く。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選

任する。

者を指名する。

2 前項の規定により指名されたセンターの役員となるべき者は、センターの成立の時ににおいて最初の管理委員会において理事長及び監事が選任されるまでの間とする。

（事務の引継ぎ）

第十二条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務をセンターの理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 センターの理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の募集に応じた関係地方公共団体及び関係港湾管理者に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

（設立の登記）

第十三条 センターの理事長となるべき者は、前

条第二項の規定による出資金の払込みがあつた

ときは、遅滞なく、政令で定めるところによ

り、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによって

成立する。

（第三章 管理）

第十四条 センターは、管理委員会（以下「委員

会」という。）を置く。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選

任する。

2 センターの定款の変更は、主務大臣の認可を受けるなければ、その効力を生じない。

（登記）

第七条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

（登記）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四

十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

（起業人）

第九条 センターを設立するには、関係地方公共

団体の長及び関係港湾管理者の長十人以上が発

起人となることを必要とする。

（設立の認可）

第十一条 発起人は、前条第一項の規定による募集

が終わったときは、定款等を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

（役員となるべき者の指名等）

第十二条 発起人は、センターの役員となるべき

者を指名する。

2 前項の規定により指名されたセンターの役員

となるべき者は、センターの成立の時ににおいて

最初の管理委員会において理事長及び監事が選

任されるまでの間とする。

（事務の引継ぎ）

第十二条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務をセンターの理事長

となるべき者に引き継がなければならない。

2 センターの理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の募集に応じた関係地方公共団体及び

関係港湾管理者に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

（設立の登記）

第十三条 センターの理事長となるべき者は、前

条第二項の規定による出資金の払込みがあつた

ときは、遅滞なく、政令で定めるところによ

り、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによって

成立する。

（第三章 管理）

第十四条 センターは、管理委員会（以下「委員

会」という。）を置く。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選

任する。

（役員の定数、任期、選任、解任その他の役

員に関する事項）

八 業務及びその執行に関する事項

九 財務及び会計に関する事項

十 定款の変更に関する事項

十一 解散に関する事項

十二 公告の方法

(号外) 報告		3 委員長は、委員会の会務を総理する。
4 委員の選任は、センターに出資した地方公共団体の長及び港湾管理者の長のそれぞれの互選による。		(管理委員会の権限)
第五条 次の事項については、委員会の議決を経なければならない。		5 委員長は、センターを代表し、定款で定めた一定の変更
二 広域処理場の整備に関する基本計画及び実施計画の作成又は変更		6 副理事長は、センターを代表し、定款で定めた一定の変更
三 予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更		7 副理事長は、センターを代表し、定款で定めた一定の変更
四 前二号に掲げるもののほか、定款で定める重要な事項		8 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を代理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を行なう。
五 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。		9 監事は、センターの業務を監査する。
六 委員長は、センターに置く。ただし、センターは、定款で定めるところにより、副理事長を置かなければできる。		10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、委員会又は主務大臣に意見を提出することができる。
七 委員長及び副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。		11 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理
八 第二条第一項第四号に掲げる施設の建設及び改修、維持その他の管理		12 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理
九 第十六条の規定は、役員及び職員について準用する。		13 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理
第十一条 センターに、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、センターは、定款で定めるところにより、副理事長を置かなければできる。		14 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理
第十二条 理事長及び監事は、委員会が選任する。		15 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理
第十三条 副理事長が任命する。		16 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理
第十四条 センターの職員は、理事長が任命する。		17 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理
第十五条 次の事項については、委員会の議決を経なければならない。		18 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理
二 広域処理場の位置及び規模に関する事項		19 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理
一 港湾管理者の委託を受けて、次の業務を行なうこと。		20 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理
二 広域処理場において処理する廃棄物の受け入れの基準に関する事項		21 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理
三 広域処理場の位置及び規模の決定並びにその建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及び		22 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理

れによる海面埋立てに当たつて、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整並びに周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全について十分配慮することとされていること。

3 センターは、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするとき（主務省令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。第七項において同じ。）は、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 運輸大臣は、第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ、港湾審議会の意見を聞くものとする。

6 センターは、基本計画について第三項の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

7 センターは、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その区域の全部又は一部が広域処理場対象港湾の港湾管理者に協議しなければならない。

（実施計画）

第二十一条 センターは、第十九条第一号から第

三号までの業務を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、基本計画に基づいて実施計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 センターは、前項の実施計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、センターが委託を受けてその業務を行う地方公共団体及び港湾管理者に協議しなければならない。

第五章 財務及び会計

（事業年度）

第二十二条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、最初の事業年度は、成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。

（予算等）

第二十三条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に（最初の事業年度につては、成立後遅滞なく）、主務大臣並びにセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十四条 センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、当該事業年度終了後三月以内に主務大臣並びにセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表等を提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（予納金）

第二十五条 センターは、主務省令で定めるところにより、地方公共団体及び港湾管理者以外の者であつて、センターに対し廃棄物の処理を委託するものから、広域処理場に係る経費の一部

を予納金として徴収することができる。

（補助金の交付等）

第二十六条 センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事を行う場合におけるその工事に要する費用に関する国の補助につ

いては、地方公共団体又は港湾管理者に対し交付すべき補助金は、センターに対し交付するこ

とができる。

2 前項の規定により補助金がセンターに交付さ

れた場合には、センターは、補助金等に係る予

算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法

律第百七十九号）の適用については、補助事業

者等とみなす。

（財産の処分等）

第二十七条 第十九条の業務の実施により建設さ

れる広域処理場に係る財産の管理及び処分の方

月以内に主務大臣並びにセンターに出資した地

事項は、政令で定める。

2 前項の財産について政令で定める期間内に処

分が行われた場合において、その処分価額から

政令で定める費用の額を控除してなお残余があ

るとときは、その残余の額は、政令で定めるこ

とにより、その広域処理場の建設又は改良の工

事に要した費用を自ら負担した者及び補助した

者に分配する。その財産についてその期間を超

えて管理が行われることとなる場合においてそ

の財産に係るその期間満了の時における評価額

から政令で定める費用の額を控除してなお残余

があるときは、同様とする。

（主務省令への委任）

第二十八条 この法律に規定するものほか、セ

ンターの財務及び会計に關し必要な事項は、主

務省令で定める。

（解散）

第六章 解散及び清算

第二十九条 センターは、次の事由によつて解散

する。

1 定款で定める解散事由の発生

2 破産

2 センターは、前項第一号の規定により解散し

ようとするときは、主務省令で定めるところに

より、主務大臣の認可を受けなければならな

い。この場合において、センターは、その認可

により解散する。

(清算人)

第三十条 センターが解散したときは、破産によつて解散した場合を除き、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長、副理事長又は理事であつた清算人には、それぞれ第十八条第一項から第三項までの規定を準用する。

(清算事務)

第三十一条 清算人は、センターの債務を弁済してなお残余財産があるときは、これをセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に対し、その出資の額に応じて分配しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十二条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三十六条、第三十七ノ二並びに第三百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は、センターの解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第号）第三十条第一項」と読み替えるものとする。

第七章 監督

(報告及び検査)

第三十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し

その業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第八章 雜則

(他の法令の準用)

第三十五条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四条）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、センターを地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

(主務大臣等)

第三十六条 この法律において、主務大臣は厚生

大臣及び運輸大臣とし、主務省令は主務大臣の発する命令とする。

第九章 罰則

第三十七条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員、清算人又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十二条第一項の規定に違反して、実施計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

六 第二十三条又は第二十四条第一項の規定に違反して、提出すべき書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に広域臨海環境整備センターという文字を用いている者については、第四条第二項の規定は、この法律の施行後一年間は適用しない。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第三条 港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四条）の一部を次のように改正する。

七 第二条第一号の次に次の二号を加える。

八 第三十二条において適用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第三十二条において適用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十 第三十二条において適用する民法第八十一一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

## 官 報 (号) 外

一の二 广域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号) 第十九条第一号  
 の規定により广域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)

第四条 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「実施するもの」の下に「(广域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第十九条第二号)の規定により广域臨海環境整備センターが行うものを含む。)」を加える。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第五条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域臨海環境整備センター 广域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)  
 (印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法

第二条第一号の二に規定するものに係る補助金の交付

第四条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 广域臨海環境整備センター法(昭和五六年法律第 号) 第二十六条第一項の規定により广域臨海環境整備センターに対し交付する補助金

第七条第一項中「補助金」の下に「(广域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定により广域臨海環境整備センターに対し交付する補助金)」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び通信・放送衛星機構」を「通信・放送衛星機構及び広域臨海環境整備センター」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 广域臨海環境整備センターの設立又は定款の変更を認可し、これに対しその業務の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

(印紙税法の一部改正)

第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域臨海環境整備センター 广域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)  
 (印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域臨海環境整備センター 广域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中四の項の次に次のように加える。

四の二 广域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。
二 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)	二 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)の第一号又は第二号に掲げる登記	
一の第一号又は第二号に掲げる登記		

える。

十の二 广域臨海環境整備センターを指導監督すること。

第九条の二第二項中「第十一号」を「第十号の二」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号の三の次に次の一号を加える。

二十九の四 广域臨海環境整備センターを監督すること。

第二十六条第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 广域臨海環境整備センターに関すること。

第九条の二第一項第十号の次に次の一号を加える。

六九三

## 理由

大都市及びその周辺の区域において廃棄物の埋立処分地の確保が困難になつてゐる現状にかんがみ、広域的な廃棄物の処理及び港湾の秩序ある整備を図り、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資するため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行う広域臨海環境整備センターの設立、管理等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 号外(号)

## 広域臨海環境整備センター法案(内閣提出)

## に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、広域的な廃棄物の処理及び港湾の秩序ある整備を図り、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資するため、環境の保全に留意しつつ港湾の業務を行なう広域臨海環境整備センター(以下「センター」という)の設立、管理等について定めるものとし、その主な内容は次のとおりである。

## (一) 資本金及び設立

1 センターの資本金は、その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という)及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者(以下「関係港湾管理者」という)の出資す

る額の合計額とするものとする。

- 2 センターは、関係地方公共団体及び関係港湾管理者の長が発起人となり、主務大臣の認可を受けて設立されるものとする。
- 3 広域処理場の整備に係る基本計画の作成、予算の作成等についてその議決を経なければならぬものとする。

## (二) 管理委員会

センターに、出資した地方公共団体の長及び港湾管理者の長から選任された者によつて構成される管理委員会を置き、定款の変更、広域処理場の整備に関する基本計画の作成、予算の作成等についてその議決を経なければならぬものとする。

## (三) 役員

センターに、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置くものとする。

## (四) 業務

センターは、次の業務を行うものとする。

- 1 港湾管理者の委託を受けて、次の業務を行う。

- (1) 廃棄物埋立護岸の建設及び管理
- (2) 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行なう土地の造成

- 2 地方公共団体の委託を受けて、次の業務を行なう。

- (1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場(政策で定める部分に限る)の建設及び管理
- (2) (1)に掲げる施設における一般廃棄物及び政令で定める産業廃棄物による海面埋立てに係る施設の運営

## 立て

- (3) 廃棄物の搬入施設等の政令で定める施設の建設及び管理

## (八) 予納金

センターは、主務省令で定めるところにより、地方公共団体及び港湾管理者以外の者であつて、センターに対し廃棄物の処理を委託するものから、広域処理場に係る経費の一部を予納金として徴収することができるものとする。

及び港湾管理者に提出しなければならないものとする。

- (3) 廃棄物の搬入施設等の政令で定める施設の建設及び管理

## (八) 予納金

センターは、主務省令で定めるところにより、地方公共団体及び港湾管理者以外の者であつて、センターに対し廃棄物の処理を委託するものから、広域処理場に係る経費の一部を予納金として徴収することができるものとする。

及び港湾管理者に提出しなければならないものとする。

## (五) 基本計画

## (六) 実施計画

## (七) 補助金の交付

センターが四により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事を行なう場合におけるその工事に関する費用に関する国の補助については、地方公共団体又は港湾管理者に対し交付すべき補助金は、センターに交付することができるものとする。

- 1 センターは、広域処理対象区域内にある都府県及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者に協議して基本計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

- 2 主務大臣は、1の認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

- 3 基本計画を作成し、主務大臣に提出しなければならないものとする。

## (八) その他

- 1 センターの財務、会計、解散、監督等について、所要の規定を設けるものとする。

- 2 この法律において、主務大臣は厚生大臣及び運輸大臣とし、主務省令は主務大臣の発する命令とするものとする。

## (九) 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること等所要の規定の整備を行うものとする。

## 議案の可決理由

本案は、大都市及びその周辺の区域において廃棄物の埋立処分地の確保が困難になっている現状にかんがみ、広域的な廃棄物の処理及び港湾の秩序ある整備を図り、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資するための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党四ツ谷光子君から「廃棄物の海面埋立てによる処理を主目的とするとともに十年間の限界立法とする」と等」を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度一般会計予算 厚生省所管厚生本省(項)環境衛生施設整備費中及び昭和五十六年度特別会計予算 港湾整備特別会計 港湾整備勘定歳出(項)港湾事業費中に、センターに対する事業費の一部補助として、それぞれ六千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十六年四月十七日

運輸委員長 小此木彦三郎

衆議院議長 福田 一殿

## 〔別紙〕

広域臨海環境整備センター法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講すべきである。

- 1 废棄物処理行政を円滑に推進するため、現行廃棄物処理法に従つて地方公共団体による当該行政の充実と廃棄物処理体制の一貫性を図るとともに、地方自治を尊重しながら関係地方公共団体間、関係省庁間及び国、地方を通ずる連携を一層密にすること。
- 2 廃棄物の発生量を削減するため、国民に対する使い捨て意識の変革などの啓蒙を行うとともに、廃棄物の減量化及び再資源化を図るほか、廃棄物の適正処理のため、産業廃棄物の事業者処理責任の徹底、適正処理困難物の処理等に必要な施策の推進に努めること。
- 3 広域処理場への廃棄物の輸送に伴う交通問題等に十分配慮した適切な措置を講ずるよう地方公共団体、広域臨海環境整備センター等関係者を指導すること。
- 4 広域処理場において廃棄物の適正な受入れが行われるよう廃棄物の受け入れ基準及び搬入者による同基準の遵守並びにその監視体制について十分指導すること。

五 広域処理場の周辺の海域及び地域における環境の保全を図るために、広域処理場に係る環境ア

セスメントの適切な実施等が行われるよう広域臨海環境整備センターを指導すること。

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

右  
国会に提出する。  
昭和五十六年三月二十四日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

## (目的)

第一条 この法律は、アフリカ開発銀行(以下「銀行」という。)に加盟するために必要な措置を講じ、及びアフリカ開発銀行を設立する協定(以下「協定」といふ。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

## (出資等)

第二条 政府は、銀行に対し、協定第五条(1)(b)に規定する計算単位による二億四千五百六十八万円を出資することができる。

## (寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条(業務)の規定にかかるわらず、協定第四十条(2)の規定による銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

## 附 則

1 この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改止する。

## (国債による出資等)

第三条 政府は、前条の規定により銀行に出資し又は拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資し又は拠出することができることができる。

昭和五十六年四月二十一日 衆議院会議録第二十号

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書 一次產品のための共通基金への加盟に伴う措置

六九六

## 第十三条第九号中「米州開発銀行」の下に「ア

アフリカ開発銀行」を加える。

## 理由

アフリカ開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資及び拠出について所要の規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 議案の要旨及び目的

本案は、アフリカ開発銀行(以下「銀行」という。)への加盟に伴い、銀行に対し出資及び拠出を行うことができるなどとする等、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 政府は、銀行に対し、次により出資等を行うことができるなどとする。

1 二億四千五百六十八万計算単位(注)に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

## 二 議案の可決理由

アフリカ開発銀行の業務の実情等にかんがみ、同銀行に加盟するため所要の措置を定める」ととする本案は、妥当な措置であることを認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十六年三月二十四日  
内閣総理大臣 鈴木 善幸  
右

## 一次產品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案

第三条 政府は、前条の規定により基金に出資し又は拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資し又は拠出することができる。

## (国債による出資等)

2 前項の規定により出資し又は拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

## 3 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第十一条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは「一次產品のための共通基金」と、「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」と読み

## 〔別紙〕

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案に対する附帯決議

## 政府は、左記事項について配意すべきである。

(一) 政府は、銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととする。

(二) 政府は、銀行に対して出資し、又は拠出する本邦通貨の全部又は一部を、国債で出資し、又は拠出することができるなどとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずることとする。

一 政府開発援助に関する新中期目標の確実な実現に努め、その実行に当たつては発展途上国の自立と民生の安定、継続的な発展に寄与する総合的対策を立案するよう努力すること。

一 アフリカ開発銀行に参加するに当たつては、域内諸国の意向を尊重するとともに、域外諸国が対応する際に、我が国の立場を十分に認識して対処すること。

第二条 政府は、基金に対し、協定第九条第一項に規定する直接拠出資本に充てるため、協定第八条第一項に規定する計算単位による二千五百四十七万六千三百九計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

## (出資等)

(2) に規定する直接拠出資本に充てるため、協定第八条第一項に規定する計算単位による二千五百四十七万六千三百九計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、基金に対し、協定第十三条に定める任意拠出に充てるため、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができる。

3 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第十一条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは「一次產品のための共通基金」と、「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」と読み

2 予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により追加出資し、又は銀行の特別基金に充てるため拠出することができる。

昭和五十六年四月十七日  
大蔵委員長 綿貫 民輔

衆議院議長 福田 一殿

替えるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条(業務)の規定にかかる、基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うことができるものとする。

#### 附 則

この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

#### 理 由

一次產品のための共通基金への加盟に伴い、同基金に対する出資及び拠出について所要の規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 一 次產品のための共通基金への加盟に関する報告書

本案は、一次產品のための共通基金(以下「基金」という。)への加盟に伴い、基金に対し出資及び拠出を行うことができるなどする等、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 政府は、基金に対し、次により出資等を行ふことができるなどとする。

一千五百四十七万六千三百九計算単位

(注)に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

第五条 本邦通貨により出資することができるもので、一計算単位は一・三二一六八二米ドルに相当する。

#### 二 予算で定める金額の範囲内において、任意拠出に充てるため、本邦通貨により拠出することができるなど。

(二) 政府は、基金に対して出資し又は拠出する本邦通貨の全部又は一部を国債で出資し又は拠出することができるなどとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずることとする。

(三) 基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うことができるなどとする。

なお、この法律は、一次產品のための共通基金を設立する協定が我が国について効力を生ずる日から施行することとしている。

#### 一 議案の要旨及び目的

一次產品のための共通基金(内閣提出)に関する報告書

本案は、一次產品のための共通基金(以下「基金」という。)への加盟に伴い、基金に対し出資及び拠出を行うことができるなどする等、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 政府は、基金に対し、次により出資等を行ふことができるなどとする。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度一般会計予算大蔵省所管一次產品共通基金出資金として十五億三百万円が、外務省所管国際分担金等の支払に必要な経費中に一次產品共通基金拠出金として一億九千五百三十万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十六年四月十七日

大蔵委員長 編賀 民輔

#### 別紙

#### 一 一次產品のための共通基金への加盟に関する附帯決議

政府は、左記事項について配意すべきである。

一 政府開発援助に関する新中期目標の確実な実現に努め、その実行に当たつては发展途上国の自立と民生の安定、継続的な発展に寄与する総合的対策を立案するよう努力すること。

一 アフリカ開発銀行に参加するに当たつては、域内諸国との意向を尊重するとともに、域外諸国が対応する際に、我が国の立場を十分に認識して対処すること。

#### 二 議案の可決理由

#### 一 臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、一次產品のための共通基金に加盟するため所要の措置を定めることとする本案は、開発途上国の経済発展に寄与することとともに、一次產品の安定的供給を促進する見地から妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右

#### 三 臨時通貨法の一部を改正する法律案

昭和五十六年三月二十四日

内閣總理大臣 鈴木 善幸

臨時通貨法の一部を改正する法律

臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「百円」を「五百円、百円」に、「九種」を「十種」に改める。

第三条中「百円」を「五百円、百円」に、「五百円ノ臨時補助貨幣ハ二千円迄」を「五百円ノ臨時補助貨幣ハ一万円迄、百円ノ臨時補助貨幣ハ二千円迄」に改める。

第五百円ノ臨時補助貨幣ハ一万円迄、百円ノ臨時補助貨幣ハ二千円迄」に改める。

二 議案の可決理由

最近における経済取引の実情にかんがみ、新たに五百円の臨時補助貨幣を発行する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

#### 一 議案の要旨及び目的

最近における経済取引の実情にかんがみ、政府が発行できる臨時補助貨幣として新たに五百円の臨時補助貨幣を加えるとともに、その法貨としての通用限度を一万円とするものである。

#### 二 議案の可決理由

国民生活の利便に資するため、新たに五百円

貨幣を発行して五百円の日本銀行券と併せて流通させることは適切妥当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

### 三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十六年度の造幣局特別会計予算においては、五百円白銅貨幣一億枚を含め、補助貨幣全体として三十四億枚の製造等を予定しており、それによる事業費として約二百三十二億五千万円を計上している。

右報告する。

号外

大蔵委員長 綿貫 民輔

[別紙]

衆議院議長 福田 一殿

臨時通貨法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項について留意すべきである。

一 五百円補助貨幣の図柄、形状等については、自動販売機の普及に伴い、外国通貨の形状にも十分配意し、自動販売機が不正に利用されることのないように努めること。

一 五百円補助貨幣の発行に当たつては、便乗値上げ等のないよう配慮することも、国民の利用実態等を勘案し、その発行数量等について十分分配慮

すること。

### 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十六年二月十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

中小企业退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「組合の設立等に伴う経過措置」を「特定業種の指定等に伴う経過措置」に、「調整」を「一般の中小企業退職金共済制度と特例的退職金共済制度との関係」に改める。

第二条第五項中「当該特定業種に係る」を削り、

「当該組合がその事業主の雇用する従業員」を「組合が、期間を定めて雇用される者としてその事業主に雇用され、かつ、当該特定業種に属する事業に従事することを常態とする者」に改める。

第七十三条第一項第一号中「変更」の下に「（第七十条第一項第七号から第十号までに掲げる事項に係るものに限る。）」を加え、同項に次の二号を加える。

第七十三条第二項第一号中「開かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六十二条中「当該特定業種に係る組合が設立された」を「組合により当該特定業種に係る第七十五条第一項第一号の業務が行われた」と、「当該組合」を「組合」と、「開かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六十四条の見出し中「及び数」を削り、同条

中「とし、特定業種」として、全国を通じて「一個」を削る。

第六十八条の前の見出しを削り、同条及び第六十九条を次のように改める。

第六十八条及び第六十九条 削除

第七十条第一項第六号中「評議員会」を「運営委員会」に改める。

第七十一条第一項中「五人以上」を「四人以内」に、「二人以内」を「一人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合に、役員として、前項の監事のほか、非常勤の監事三人以内を置くことができる。

第七十三条の見出しが「（運営委員会の設置及び権限）」に改め、同条第一項中「評議員会」を「特定業種ごとに、運営委員会」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合の業務のうち特定業種ごとに行われるものの運営に関する事項で次に掲げるものについては、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならない。

第七十三条第一項第七号から第十号までに掲げる事項に係るものに限る。」を加え、同項に次の二号を加える。

（運営委員会の議事）

第七十四条の二 運営委員会は、委員長又は第七十三条の二第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、運営委員及び同条第一項の規定により理事長が指名した理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができな

い。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

に改め、同条の次に次の二条を加える。  
(運営委員会の組織)

第七十三条の二 運営委員会は、運営委員二十人以内及び理事長が指名する理事一人をもつて組織する。

2 運営委員会に委員長一人を置き、運営委員の互選により選任する。

3 委員長は、運営委員会の会務を總理する。

4 運営委員会は、あらかじめ、運営委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

第七十四条の見出しが「（運営委員）」に改め、同条第一項中「評議員」を「運営委員」に、「理事長が労働大臣の認可を受けて」を「労働大臣が」に改め、同条第二項中「並びに第三十九条第二項及び第三項」を「第三十九条第二項及び第四十三条」に、

「評議員」を「運営委員」に改め、「又は理事長」の下に「は、それぞれ」を加え、「理事長」を「労働大臣は、」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（運営委員会の議事）

第七十四条の二 運営委員会は、委員長又は第七十三条の二第四項に規定する委員長の職務を代

理する者のほか、運営委員及び同条第一項の規定により理事長が指名した理事の過半数が出席

しなければ、会議を開き、議決をすることができな

い。

五 前各号に掲げるもののほか、当該特定業種に係る業務の運営に関し特に重要な事項

第七十五条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「当該特定業種に係る」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号に掲げる業務は、特定業種ごとに行われる同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第七十六条の三の規定により設けられている当該特定業種に係る特別の勘定に属する資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

(特定業種の指定に伴う措置)

第七十六条の二 労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に係る第七十五条第一項第一号の業務の開始に必要な準備を行うため、組合に、準備委員会を置く。

2 準備委員会は、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者(当該中小企業者が法人であるときは、その代表者)及び当該特定業種に係る組合の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから労働大臣が任命した委員(次もつて組織する)。

3 第七十三条の二第二項から第四項まで及び第七十四条の二の規定は、準備委員会について準用する。この場合において、第七十三条の二第二項及び第四項中「運営委員」とあるのは「準備

委員」と、第七十四条の二第一項中「運営委員及び同項第一項の規定により理事長が指名した理事」とあるのは「準備委員及び理事長」と読み替えるものとする。

2 前項第二号及び第三号に掲げる業務は、特定業種ごとに行われる同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第七十六条の三の規定により設けられている当該特定業種に係る特別の勘定に属する資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

(特定業種の指定に伴う措置)

第七十六条の二 労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に係る第七十五条第一項第一号の業務を開始するため、当該業務を開始する事業年度の事業計画及び予算を作成し、又は変更し、第七十八条第一項において準用する第四十八条の認可を受けなければならない。

6 組合は、前一項の認可を受けたときは、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者のうちから、組合員となるとする者を募集しなければならない。

7 組合は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、労働大臣に対し、当該特定業種に係る第七十五条第一項第一号の業務の開始の認可を申請しなければならない。

8 第六項の規定による募集に応じた者は、前項の認可があつた時において、組合員となる。この場合において、その者と組合との間には、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなす。

9 前項の特定業種退職金共済契約は、組合が当該特定業種に係る第七十五条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

(区分経理)

第七十六条の三 組合は、特定業種ごとに行う業務に係る経理については、特定業種ごとに、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第七十七条中「当該特定業種」を「特定業種」に、「その事業」を「組合の事業で当該特定業種に係るもの」に改める。

第七十八条第一項中「及び第五項」を削り、「労働大臣」との下に「同条第五項中「第四十四条第一項第三号」とあるのは「第七十五条第一項第三号」と、「労働大臣及び通商産業大臣」とあるのは「労働大臣」とを加え、「当該特定業種」を「特定業種」に改める。

第七十九条第一項第一号中「第六十八条第四項若しくは」を削る。

第八十条第三項中「当該特定業種に係る」を削り、同条第四項中「第六十八条第七項」を「第七十六条の二第八項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第五項中「第八十一条第二項第一号」を「次条第二項第一号」に改める。

第八十二条第五項中「参酌して」の下に「特定業種ごとに」を加える。

第八十三条の次に次の一条を加える。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い)

第八十三条の二 組合は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において第八十二条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金の総額がこれを超える場合(第八十八条において準用する第十条第三項の規定により退職金が減額して支給されるべきときを除く)又は第八十二条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金の総額)のうち政令で定める金額を、労働省令で定めるところにより、第七十六条の三の規定により設けられている甲特定業種に係る特別の勘定から、同条の規定により設けられている乙特定業種に係る特別の勘定に繰り入れなければならない。

一 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となり、かつ、その者から甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に通算することを希望する

旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合(労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと労働大臣が認めたとき。

## 二 共済契約者から、現に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者である者の同意を得て、その者を乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者に変更し、かつ、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつたとき(当該被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつたときに限る。)

前項の繰入れがあつたときは、その者について、同項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月(その者が第八十二条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月)以上となる者に関して前項の規定は、適用しない。

前項の規定により納付があつたものとみなされる掛金の支給については、同条第一項たゞ書の規定は、適用しない。

前項の規定により納付があつたものとみなされる掛金に係る特定業種掛金納付月数の算定方

法その他退職金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

## 四節 特定業種の指定等に伴う経過措置

第九十条 刪除

第九十一条中「その業務」を「特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第七十五条第一項第一号の業務を開始する際、当該業務」に改め、「かかわらず、」の下に「当該特定業種に係る」を加え、同条ただし書き「期間は、」の下に「当該特定業種に係る」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

## 第九十二条第一項中「組合が」の下に「特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る」を「當む中小企業者が」の下に「第七十六条の二第六項の規定による募集に応じ、同条第八項の規定によつて組合との間に特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなされ、又は当該特定業種に係る」を加え、「当該組合」を「組合」に、「こえる」を「超える」に改める。

「第六章 調整」を「第六章 一般の中小企業退職金共済制度と特例的退職金共済制度との関係」に改める。

第九十三条第二項中「できず、また、その者は、当該特定業種以外の特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者とならない」を「できない」

に改める。

第九十四条第一項各号列記以外の部分中「その者に係る」を削り、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、掛金納付月数が二十四月(その者が第八十二条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月)以上となる者に関して前項の引渡しがあつた後に行われる特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給については、同

条第一項ただし書きの規定は、適用しない。

第九十四条第三項中「又は特定業種退職金共済契約の被共済者があつた者が当該特定業種以外の特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合」を削り、「前二項」を「前三項」に改め、「第二号に掲げる場合にあっては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時ににおいて」を削り、「第二号に掲げる場合(第八十二条第三項に規定する場合に該当する場合を除く。)にあつては退職金共済契約の被共済者となつた時又は当該特定業種に係る」を加え、「当該組合」を「組合」に、「こえる」を「超える」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第十条まで及び附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第十条まで及び附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 労働大臣は、改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第五章第二節の特定業種退職金共済組合(以下「新組合」という。)の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、新組合の成立の時において、新法第七十二条第六項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、新組合の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款並びに最初の事業年度の予算及び事業計画を作成して、労働大臣の認可を

受けなければならない。

3 労働大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 設立委員は、新組合の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 新組合は、設立の登記をすることによって成立する。

3 新組合の成立の時において改正前の中小企業退職金共済法(以下「旧法」という。)第五章第二節の特定業種退職金共済組合(以下「旧組合」という。)の組合員である者は、その時において新組合(以下「新組合」といふ)の組合員となるものとする。

(旧組合の解散等)

第五条 旧組合は、新組合の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において新組合が承継する。

2 旧組合の昭和五十六年四月一日に始まる事業年度は、旧組合の解散の日の前日に終わるものとする。

3 旧組合の昭和五十六年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して四月を経過する日とする。

4 第一項の規定により新組合が旧組合の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、特定業種ごとに設立された旧組合が旧法第七十八条第一項において準用する旧法第五十一条の規定により積立金又は繰越欠損金として整理している金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、新法第七十六条の三の規定により設けられる当該特定業種に係る特別の勘定の積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

5 第一項の規定により新組合が承継した財産のうち特定業種ごとに設立された旧組合の財産で当該特定業種に属する事業の事業主が特定業種の組合員である者は、その時において新組合の組合員となるものとする。

(職員に関する経過措置)

第六条 旧組合の解散の際にその職員として在職する者で、昭和四十一年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号。以下この条において「昭和五十四年改正法」という。)附則第十一条第一項の復帰希望職員に該当するもののうち、引き続ぎ新組合の職員となつたもの(以下この条において「新組合関係復帰希望職員」という。)に係るものは、新組合は、当該財産について新組合の登記については、政令で定める。

(権利の承継に伴う経過措置)

第六条 前条第一項の規定により新組合が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の

登記については、登録免許税を課さない。

2 前条第一項の規定により新組合が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 新組合が前条第一項の規定により承継し、かつ引き続き保有する土地で旧組合が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができる。

(職員に関する経過措置)

第七条 旧組合の解散の際にその職員として在職する者で、昭和四十一年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号。以下この条において「昭和五十四年改正法」という。)附則第十一条第一項の復帰希望職員に該当するもののうち、引き続ぎ新組合の職員となつたもの(以下この条において「新組合関係復帰希望職員」という。)に係るものは、新組合は、当該財産について新組合の登記については、政令で定める。

(新法第七十七条の規定により管理し及び運用しなければならない。

6 第一項の規定により旧組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(新法第七十七条の規定により管理し及び運用しなければならない。

第八条 第九条 新組合の最初の事業年度は、新法第七十八条第一項において準用する新法第四十七条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和五十七年三月三十一日に終わるものとする。

(旧組合等がした行為等に関する経過措置)

第九条 新組合の最初の事業年度は、新法第七十八条第一項において準用する新法第四十七条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和五十七年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 新組合の成立前に、旧法の規定により旧組合に対してした処分、手続その他の行為は新

法の相当規定により新組合に対してしたものと、旧法の規定により旧組合がした処分、手続その他の行為は新法の相当規定により新組合がしたものとみなす。

#### (被共済者が移動した場合における経過措置)

第十一條 旧法第九十四条第三項の規定においてその例によることとされる場合における同条第一項の規定に基づき甲特定業種に係る旧組合から乙特定業種に係る旧組合に対して行われた同項の引渡しは、新法第八十三条の二第一項の規定に基づき新法第七十六条の三の規定により設けられている甲特定業種に係る特別の勘定から同条の規定により設けられている乙特定業種に係る特別の勘定に対する同項の繰入れとみなして、新法第八十三条の二第二項の規定を適用する。

#### 2 新法第八十三条の二第二項及び第九十四条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に新法第八十二条第一項から第三項までに規定する支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、施行日前に旧法第八十二条第一項から第三項までに規定する支給事由が生じた者に係る退職金については、なお從前の例による。

3 新法第九十四条第四項においてその例によることとされる場合における同条第二項の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金については、なお從前の例による。

#### (政令への委任)

第十二条 附則第六条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

#### (罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした旧法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

#### 理由

特殊法人の整理合理化を図るために、特定業種とに設けられている特定業種退職金共済組合を解散するとともに、一の特定業種退職金共済組合を設立し、これに、特定業種に属する事業を管む中小企業者に期間を定めて雇用される者に係る特例退職金共済制度を実現させることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の要旨及び目的

本案は、特殊法人の整理合理化を図るために、特定業種に属する事業を管む中小企業者に期間を定めて雇用される者に係る特例退職金共済組合を解散するとともに、新たに一個の特定業種退職金共済組合を設立し、これに、特定業種に属する事業を管む中小企業者に期間を定めて雇用される者に係る特例的退職金共済制度を一元的に運営させるものとする等の改正を行うものとする。

1 特定業種退職金共済制度を一元的に運営する特定業種退職金共済組合（以下「組合」という。）を設立することとし、所要の規定の整備を行ふものとする。

2 組合に、特定業種ごとに、運営委員会を置くものとし、当該特定業種に係る定款の変更、予算、事業計画その他の重要事項は、そ

の議を経なければならぬものとすること。

3 労働大臣が特定業種を指定したときは、組合に当該特定業種の中小企業者等からなる準備委員会を置き、当該特定業種に係る業務が円滑に開始できるよう所要の措置を講ずるものとする。

4 組合に関する規定の改正等に伴う特定業種退職金共済契約の定義、被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い等に関する規定の

改正その他所要の規定の整備等を行うものとすること。

5 現在、特定業種ごとに設けられている特定業種退職金共済組合（以下「旧組合」という。）は、組合の成立の時において解散するものとし、組合は旧組合の一切の権利及び業務を承継するものとする。

6 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、5に係る規定は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

特殊法人の整理合理化を図るために、特定業種ごとに設立されている特定業種退職金共済組合を解散するとともに、新たに一つの特定業種退職金共済組合を設立し、これに、特定業種に属する事業を管む中小企業者に期間を定めて雇用される者に係る特例的退職金共済制度を設立し、新たに一つの特定業種退職金共済組合を解散し、新たに一つの特定業種退職金共済組合を設立して、特例的退職金共済制度を一元的に運営させる等の所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

##### 三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度一般会計予算（労働省所管）において、特定業種退職金共済制度実施に必要な経費として八億千二百九十八万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十六年四月二十一日

社会労働委員長 山下 徳夫

〔別紙〕

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 建設業退職金共済組合及び清酒製造業退職金共済組合を統合し、新たに設置される特定業種

退職金共済組合においては、それぞれの退職金共済事業が引き続き円滑に運営されるよう十分配慮すること。

二 特定業種退職金共済制度の運営に当たつては、関係労使の意見を十分反映しうるよう、一層の配慮を行うこと。特に受益者である労働者の意向が反映できるよう所要の措置を検討すること。

三 特定業種退職金共済制度への加入促進対策を強化するとともに、証紙貼付の履行確保に努め、その普及促進と実効性の確保を図ること。

四 民間林業従事者についての特定業種退職金共済事業については、統合後の特定業種退職金共済組合において、速やかにその開始がなされるよう準備を進めるとともに、昭和五十七年一月一日から発足できるよう遺憾なきを期すこと。

五 特定業種退職金共済制度への加入促進対策を強化するとともに、証紙貼付の履行確保に努め、その普及促進と実効性の確保を図ること。

六 民間林業従事者についての特定業種退職金共済事業については、統合後の特定業種退職金共済組合において、速やかにその開始がなされるよう準備を進めるとともに、昭和五十七年一月一日から発足できるよう遺憾なきを期すこと。

七 民間林業従事者についての特定業種退職金共済事業については、統合後の特定業種退職金共済組合において、速やかにその開始がなされるよう準備を進めるとともに、昭和五十七年一月一日から発足できるよう遺憾なきを期すこと。